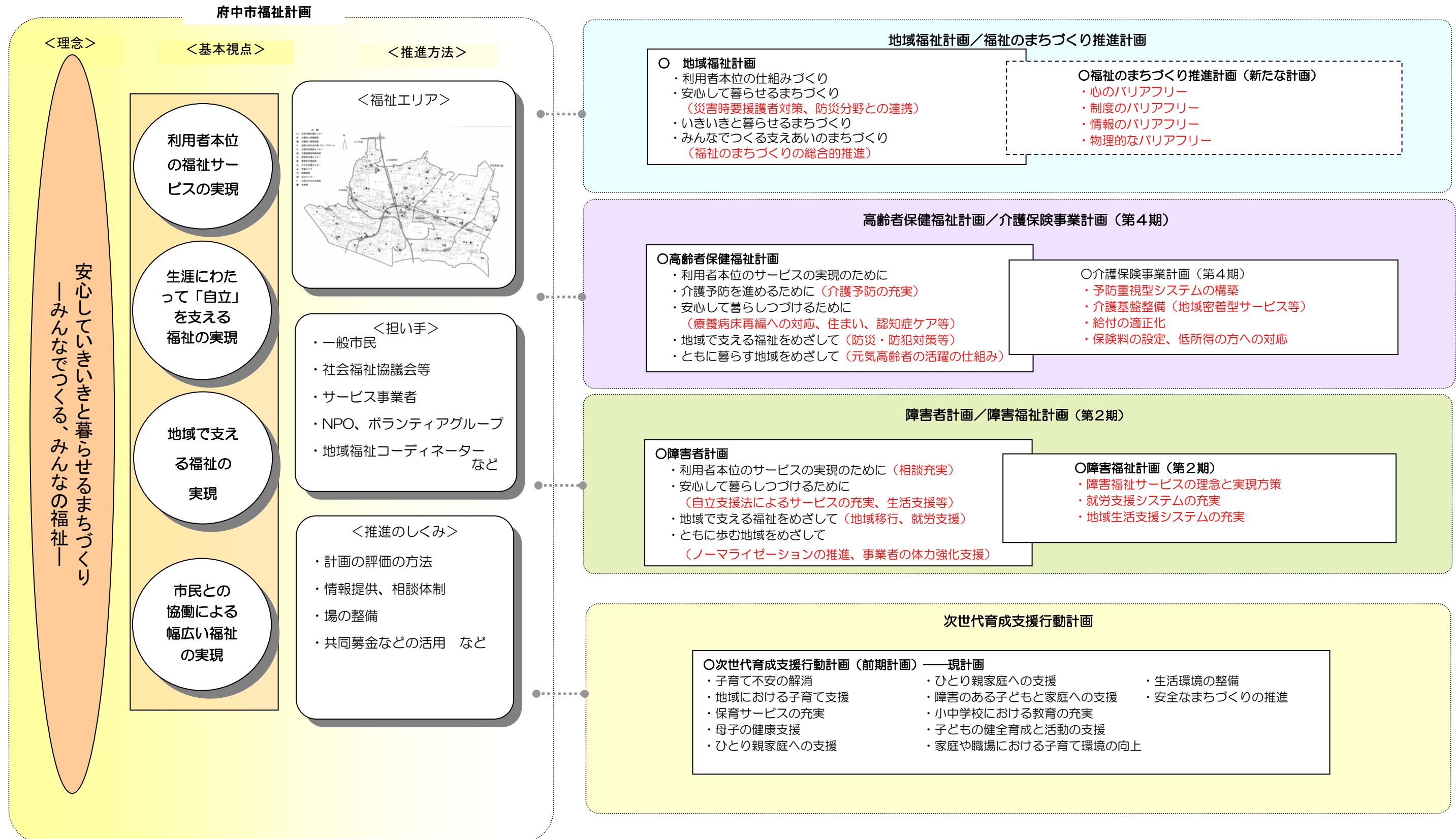


府中市福祉計画の体系(案)

1 福祉計画の体系

新福祉計画の体系は次のとおりである。



2 策定に関連する国等の動向

【地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画】

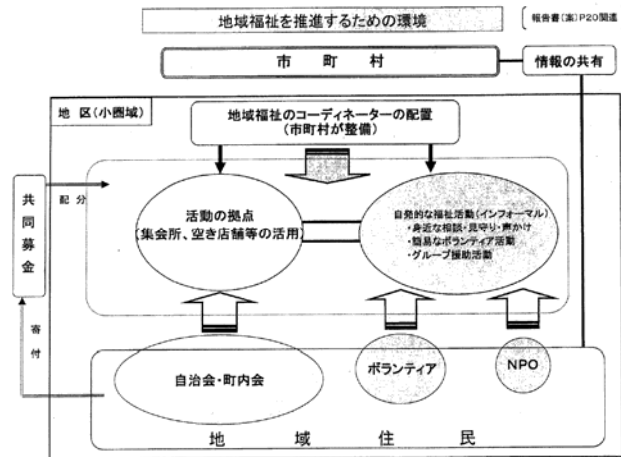
○「市町村地域福祉計画の策定（通知）」（平成19年8月10日、社会・援護局長通知）

災害時等にも対応するよう要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法を市町村地域福祉計画に盛り込む旨を都道府県知事に通知。

○「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」

厚労省社会・援護局長のもとに設置
（座長：大橋謙策日本社会事業大学学長）
①地域福祉の意義と役割、②地域福祉の現状、
③地域福祉に関する諸政策についての評価、
④今後の目指すべき方向を検討。
地域における「新たな支え合い」を求めて
一住民と行政の協働による新たな福祉一として
報告書発表。

○地域福祉を推進するための方策
出典：これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書



【障害者計画・障害福祉計画（第2期）】

○「工賃倍増5ヵ年計画」等

「福祉から雇用へ」推進5ヵ年計画を受け、①就労支援体制の全国展開：「障害者就業・生活支援センター」の設置、「チャレンジ雇用」拡大、「工賃倍増5ヵ年計画」、母子家庭等就業・自立支援センターの全国展開、②就労支援チーム（ハローワークと福祉事務所の連携）の体制強化、③障害者雇用促進法制の整備などが進められている。

○「第2期障害福祉計画の作成に向けて」（平成20年3月5日 全国課長会資料）

第1期計画策定で十分な検討ができなかった自治体が多いこともふまえ、第2期計画では次のような方向で検討することの必要性が提示された。

1 サービスの基盤整備につなげる

サービス量を機械的に見込むのではなく、
①各地域のかかえる問題は何かを把握・分析した上で、
②これを解決するために、どのようなサービスが必要かを明らかにし、
③それを実現するための基盤整備量（事業所数等）を、できる限り具体化する。

2 都道府県が市町村と協働して「圏域」単位のサービス基盤を考える

○入所施設や精神科病院との関係を考えていく場合、一般に市町村単位では狭すぎる一方、都道府県単位では広すぎる。
○このため、第2期計画では、「（障害保健福祉）圏域」単位での入所（入院）・居住・通所・居宅サービスの現状を明らかにするとともに、地域移行に必要なサービス基盤の必要量を明らかにする。

3 個々の障害者に対してサービス相互が有機的につながる仕組みを考える

○サービス基盤が整備されるだけでなく、それが個々の障害者の状態や置かれている環境、更にはその希望も踏まえて、総合的に提供される必要がある。
○このため、相談支援体制の強化、保健・福祉・教育・労働などを横断する自立支援協議会の設置とその活用についても、できる限り具体化する。

【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）】

○「老人保健法の廃止」

医療構造改革より、この4月から老人保健法の保健事業が廃止された。介護予防事業の見込みにあたっては医療計画や健康増進計画との調和が保たれたものとする必要がある。

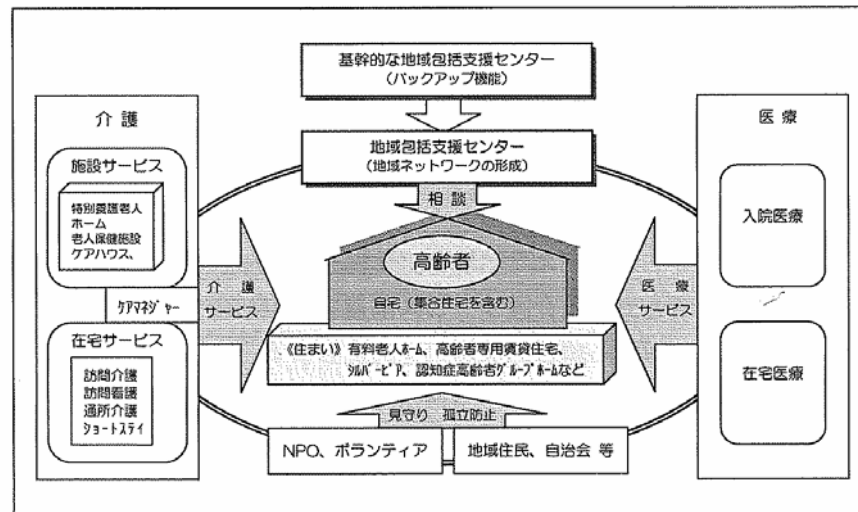
○「療養病床の再編」・「地域ケア体制整備構想」

療養病床再編により介護療養病床が廃止となり、医療病床や特定施設等に転換される。東京都でもこれらの動きに対応するため、「地域ケア体制整備構想」を策定、転換計画を策定。これらを受けて第4期介護保険事業計画を検討する。

○「第4期介護保険事業（支援）計画について」（平成20年2月27日 全国課長会資料）

第4期介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、第4期計画が、第5期計画に向けた「中間段階」として、施設・居住系サービスの見込量に関する算出のあり方などを示すとともに、策定準備のスケジュールを提示。今後6月には「基本指針」が出される予定である。

地域ケア体制のイメージ

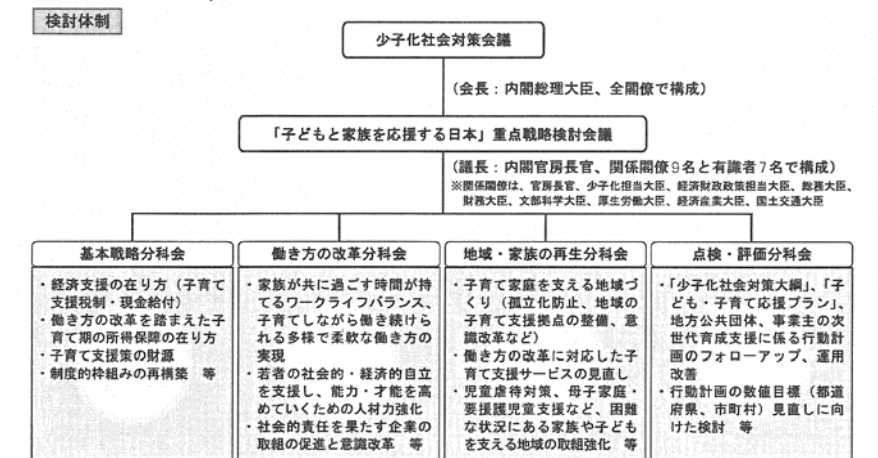


出典：東京の福祉保健の新展開 2008)

【次世代育成支援行動計画】

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対応するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図り、重点戦略の策定に資するため、少子化社会対策会議のもとに内閣官房長官を議長として関係閣僚と有識者で構成。平成19年2月以降、4つの分科会が開催されて議論の整理を行った後、同年12月の第3回戦略会議で「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（案）が提出。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築がうたわれている。



○「ワークライフバランス憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年）

「ワークライフバランス憲章」は国民的な取組の大きな方向性を提示するもので、「行動指針」は企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を提示したもので、官民トップで協議合意していくことで、社会全体を動かす大きな動きとして期待される。

3 府中市の福祉に関する現状

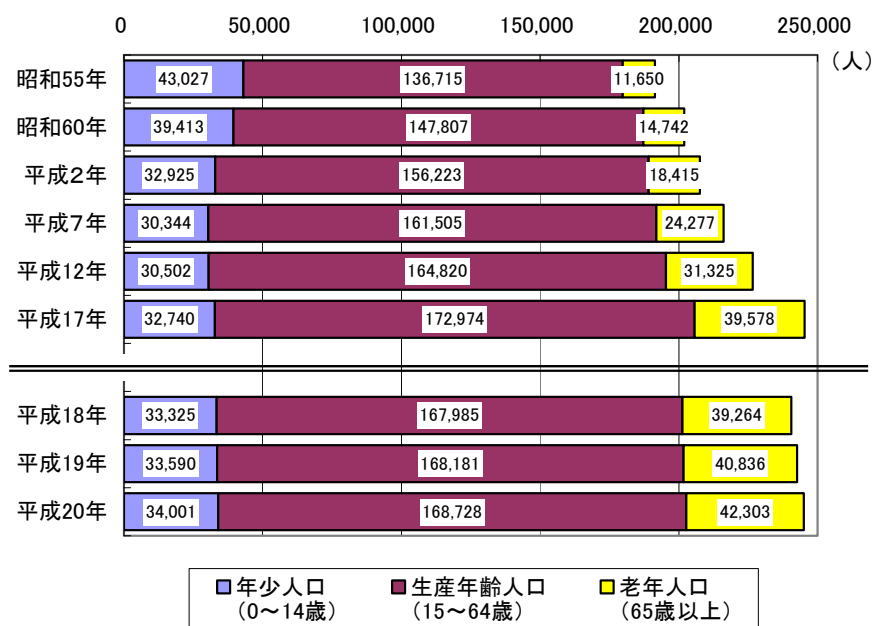
府中市の福祉に関する現状を整理すると次のとおりである。
本計画はこれらの基本動向をふまえて策定する。

(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

- 府中市の人口は、増加しており、とくに65歳以上の老年人口は平成12年から17年の5年間で8千人以上増加している。

図表:人口の推移(府中市)

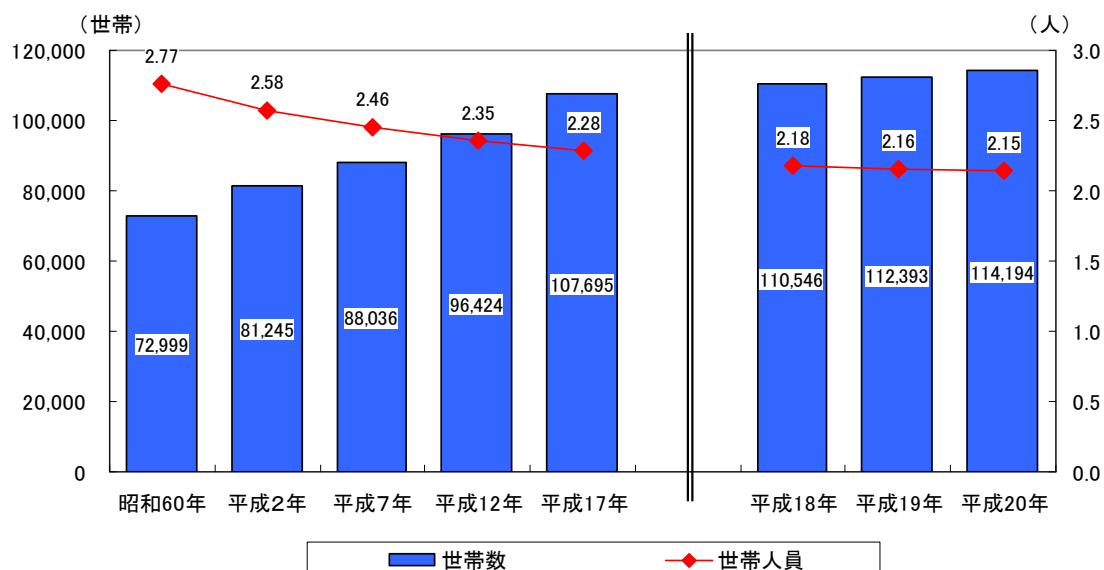


出典: 昭和55年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳推計人口

② 世帯数及び世帯人員の変化

- 府中市の世帯数は増加、世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいる。

図表:世帯数及び世帯人員の推移(府中市)

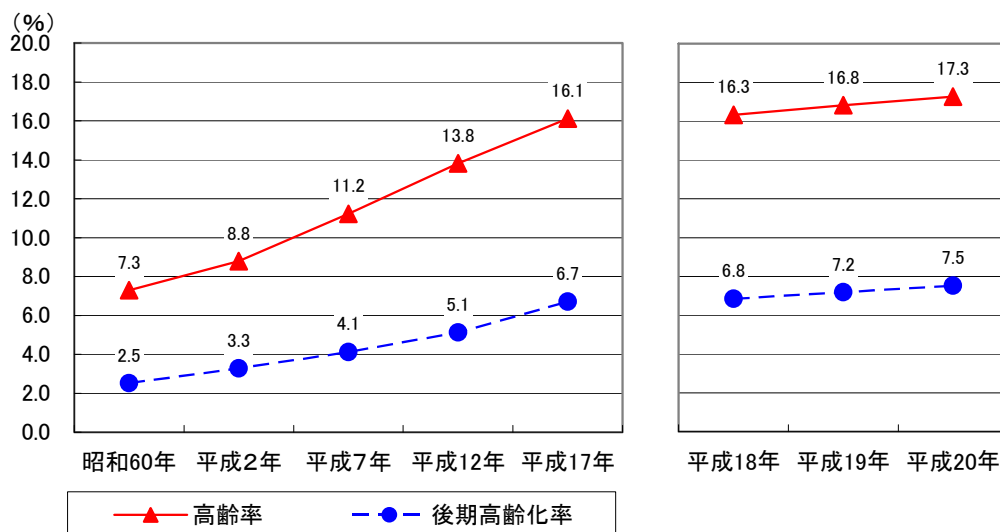


出典: 昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳推計人口

③ 高齢化

- 65歳以上の高齢化率は年々高くなっており、平成17年には16%を超え高齢社会に突入し、75歳以上の後期高齢化率は5.7%となっている。
- 府中市の高齢化の進行は全国(平成17年:20.1%)、東京都(同18.3%)と比べると緩やかに進んでいる。

図表: 高齢化率の推移(府中市)

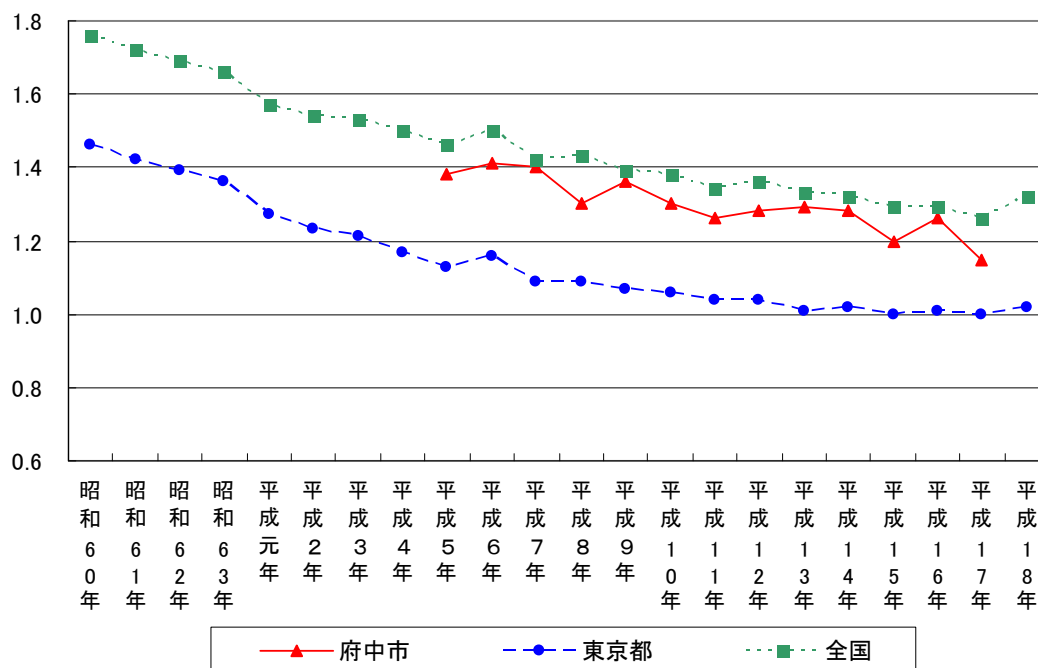


出典: 昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳推計人口

④ 少子化

- 府中市は東京都平均に比べ合計特殊出生率は高く推移しており、都市部の中でも少子化が比較的緩やかに進んでいることがわかる。しかし、平成17年には合計特殊出生率は1.2人を下回っており、少子化傾向は着実に進んでいる。

図表: 合計特殊出生率の推移(国、東京都、府中市)

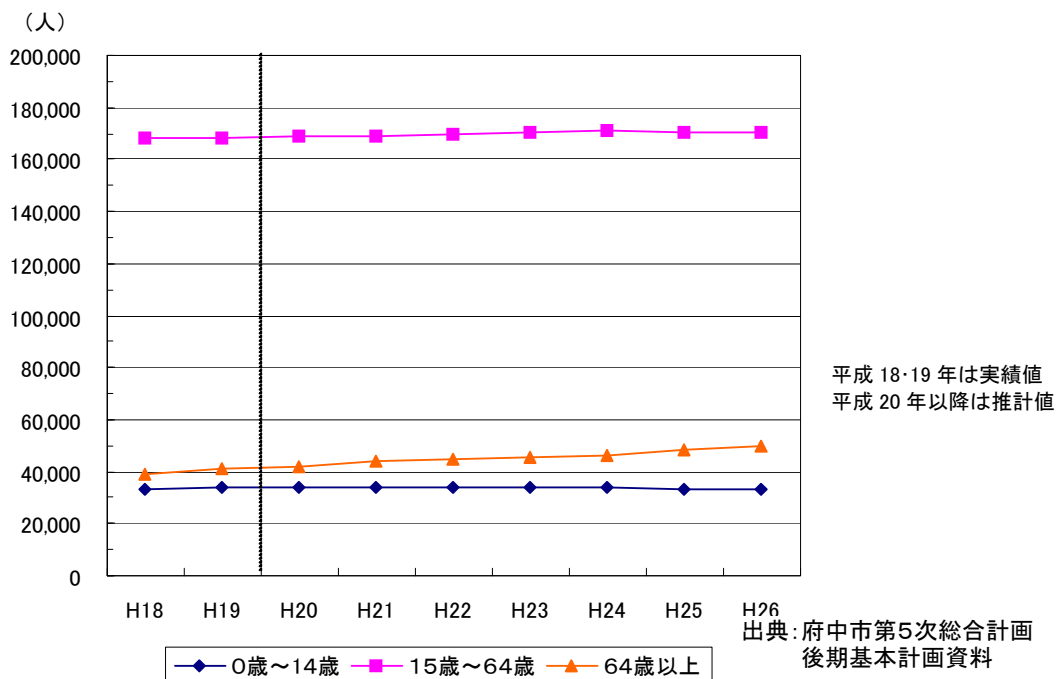


出典: 人口動態統計

⑤ 人口に関する今後の方向（人口推計）

- 府中市総合計画における人口推計では、府中市の人口は緩やかな増加傾向にある。年齢3区分別の人口では、65 歳以上の高齢者人口が増加し、今後も高齢化がますます進むと予測されている。

図表：年齢3区分別の人口推計（府中市）

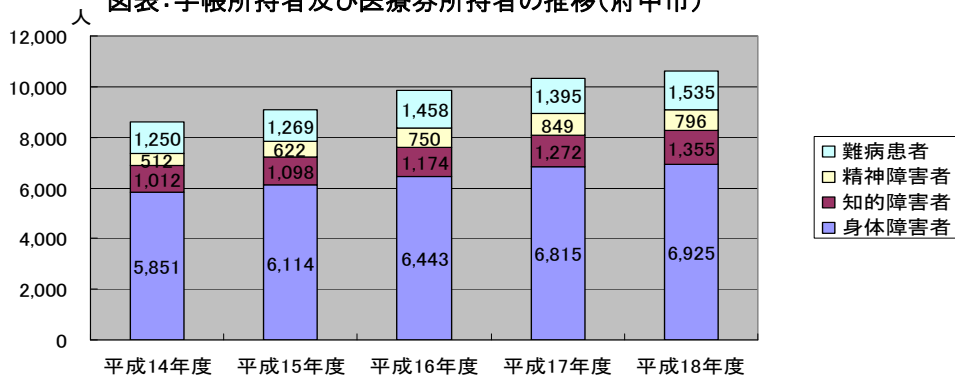


(2) 障害のある人の状況

① 手帳所持者数の推移

- 障害の種類別の手帳所持者等の推移をみると、平成 18 年度では身体・知的・精神障害者と難病患者を合わせて延べ 1 万人を超え、障害者の延べ人数は年々増加している。
- 障害の種類別では身体障害のある人が最も多く、平成 18 年度では約 7 千人となっている。

図表：手帳所持者及び医療券所持者の推移（府中市）



		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
手帳所持者(人)	身体障害者	5,851	6,114	6,443	6,815	6,925
	知的障害者	1,012	1,098	1,174	1,272	1,355
	精神障害者	512	622	750	849	796
医療券所持者(人)	難病患者	1,250	1,269	1,458	1,395	1,535
	合計	8,625	9,103	9,825	10,331	10,611

※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数

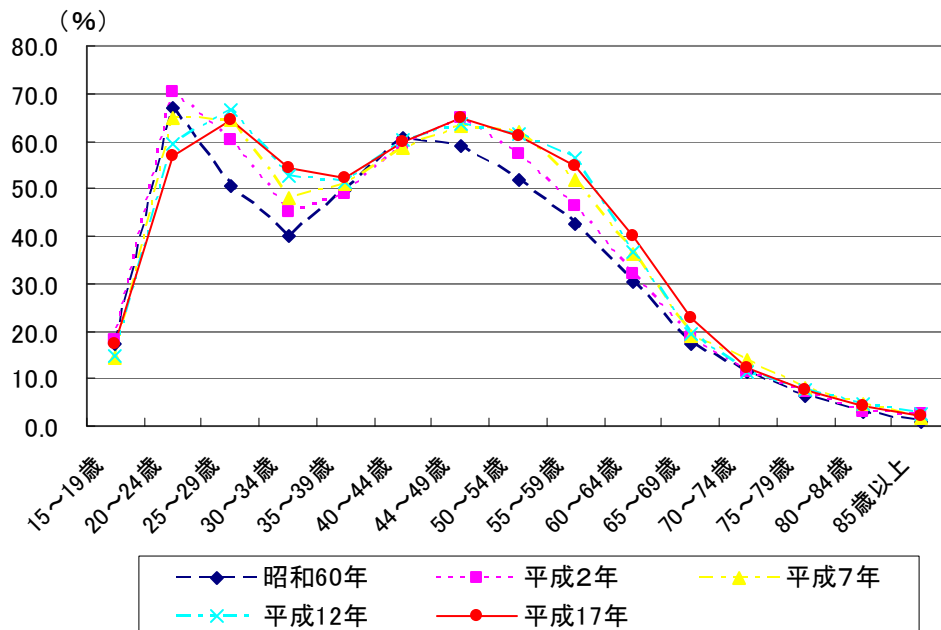
出典：府中市障害者福祉課資料(各年度 3 月 31 日現在)

(3) 市民生活の状況

① 女性の労働力率

- 府中市の女性の年齢別の労働力率の推移を見ると、女性の労働力率は全体的に高まっており、労働力率が低下する30代前半の労働力率は、昭和60年から平成17年までに約15%高くなっている。20代、30代、40代の労働力率の差は縮まっており、子育て期の女性のライフスタイルの変化により仕事をもつ人が増えていることがうかがえる。

図表：女性の労働力率の推移(府中市)

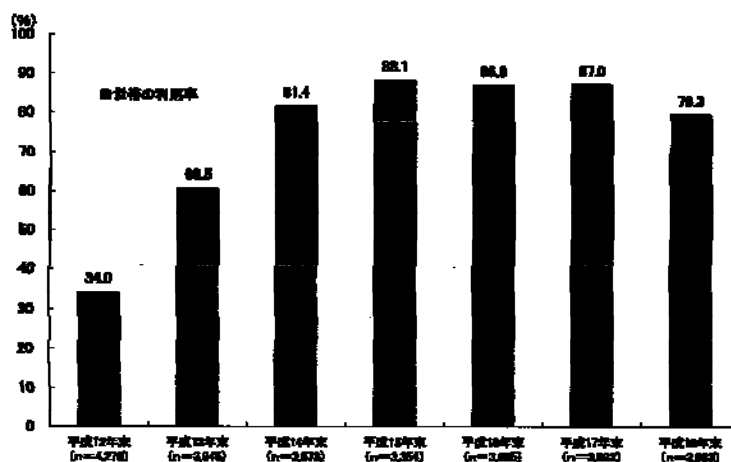


出典：国勢調査

② 情報化の進展

- 全国のインターネットの利用率を見ると平成14年以降は80~90%前後となっており、インターネットが広く普及していることがわかる。

図表：世帯のインターネットの利用率(全国)



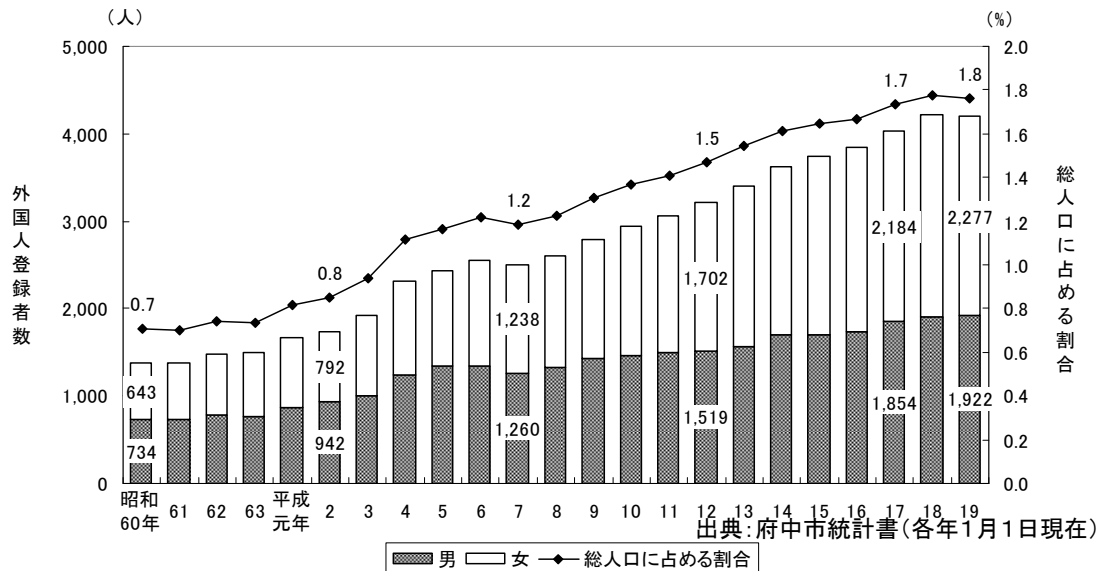
※ 平成17年末までは、世帯の長が過去1年間にインターネットを利用したかどうか(利用施設、場所、目的を問わない)についての質問に対して「利用した」と回答した世帯の割合。
 ※ 平成18年末は、平成17年末までと同様の質問がないため、「自宅」でパソコンを使ってインターネットを利用したことがあつた人が少なくても1人はいる世帯にお尋ねします。【又は「インターネットを利用したことがあつた人が少なくても1人はいる世帯にお尋ねします。】と質問文において回答者を限定した質問(世帯全体の割合、4及び5に置換した世帯の割合)。
 ※ 質問方法等が異なっているため、平成17年末までの世帯と平成18年末の世帯の比較には注意を要する。

出典：平成18年情報通信利用動向調査報告書

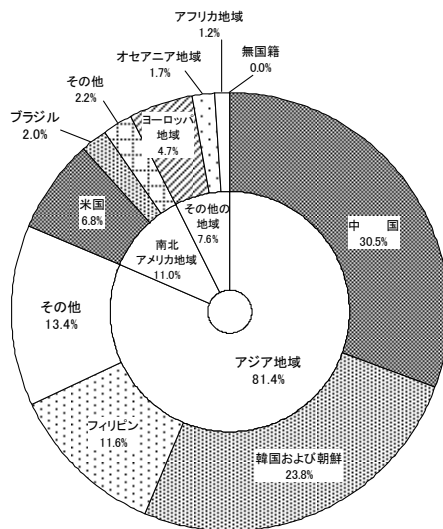
③ 外国人の増加

- 外国人登録者数は平成 19 年には4千人を超えており、府中市の総人口に占める割合は1.8%に上る。
- 国籍別の内訳では、中国、韓国および朝鮮、フィリピンの順となっている。

図表:外国人登録者数の推移(府中市)

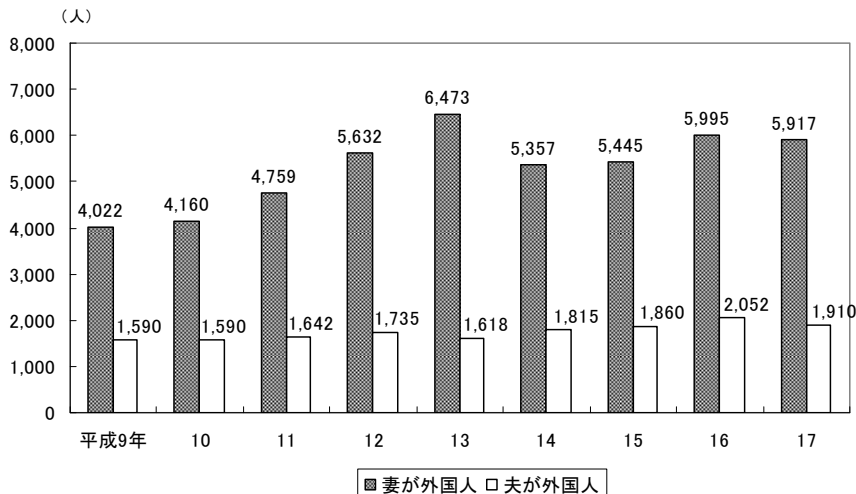


図表:外国人登録者の国籍別内訳(府中市)



出典:府中市統計書(各年1月1日現在)

図表:国際結婚の推移(東京都)

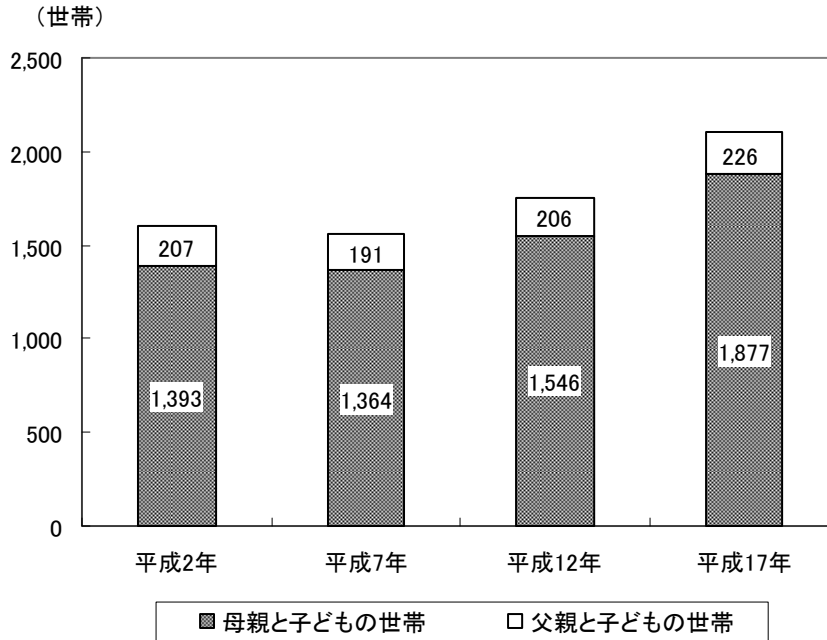


出典:人口動態統計

④ ひとり親世帯

- ひとり親世帯の数は平成17年には2千世帯を超え、2,103 世帯に上っている。なかでも、母親と子どもの世帯が9割近くを占めている。

図表：ひとり親世帯の数(府中市)

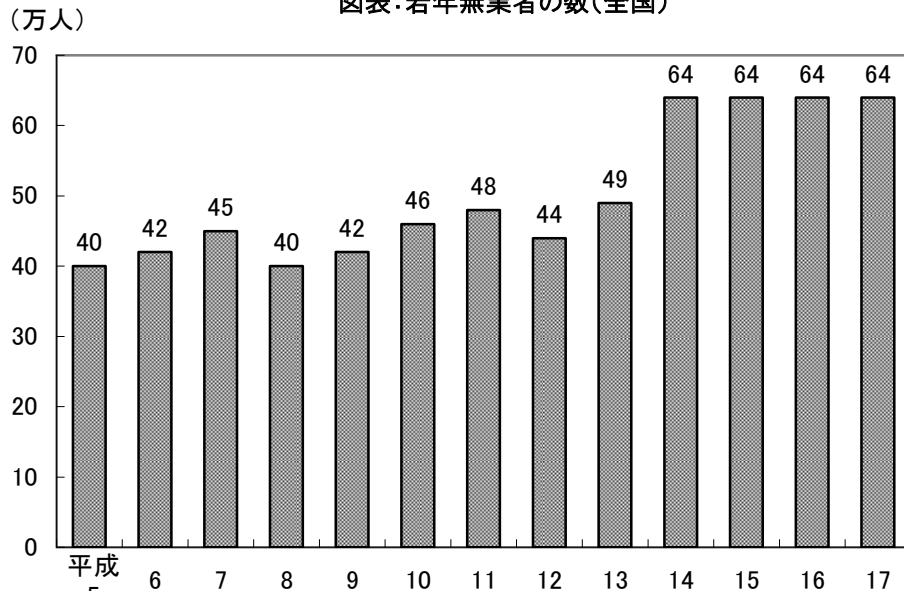


出典：国勢調査

⑤ ニート（若年無業者）

- 15歳から34歳の若年層のうち、仕事や家事、通学等をしていない「ニート」といわれる若年の無業者数は大きく増加しており、平成17年までの4年間は64万人となっている。

図表：若年無業者の数(全国)



- ※ 平成13年までは「年齢を15歳～34歳に限定し、非労働力人口のうち、就業、就学、または職業訓練を受けていない15歳から35歳までの未婚者」として集計。平成14年以降はこれに「不登校」や「家事を行わない者」が追加されている
- ※ ニート：1999年にイギリスの報告書で用いられた「NOT IN EDUCATION, EMPLOYMENT OR TRAINING」（定義：「16～18歳の教育機関に所属せず、雇用されておらず、職業訓練に参加していない者」）に由来する言葉。国内では、厚生労働省により「若年無業者」として、「非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳、通学・家事もしていない者」（平成17年より「学籍はあるが、実際は学校に行っていない人」「既婚者で家事をしていない人」が追加された）と定義されている。

出典：平成17年版労働経済白書（厚生労働省）